

試験機関に関する規定

大阪府内建築行政連絡協議会

平成 16 年 6 月 2 日制定

平成 23 年 4 月 1 日改正

工事計画・施工状況報告書作成要領（構造関係）3. 1. 1に規定する試験機関を次のとおり定める。

第1 コンクリートに関する試験

次に掲げる報告書に関する試験は、コンクリート工事に関する取扱要領第7により登録を行った試験所とする。

- ・ 3.4 骨材試験報告書
- ・ 3.8 コンクリート圧縮強度試験報告書
- ・ 3.9 コンクリートコア圧縮強度試験報告書
- ・ 3.10 硬化したコンクリート塩化物試験報告書

第2 鉄筋・鋼材に関する試験

次に掲げる報告書に関する試験は、第三者機関により行うものとする。

なお、3.17 溶接部強度試験報告書 及び 3.18 圧接部強度試験報告書（引張試験の場合）については、JIS Z 2241 について JIS Q 17025 の認証を取得した第三者機関により試験を実施するものとし、3.11（鉄筋強度試験報告書）、3.12（PC 鋼棒・PC 鋼線および PC より線強度試験報告書）、3.13（鋼材強度試験報告書）及び 3.14（ボルト類強度試験報告書）の強度試験報告書は、鋼材の品質証明書の写し（ミルシート）にて代用できるものとする。

- ・ 3.11 鉄筋強度試験報告書
- ・ 3.12 PC 鋼棒・PC 鋼線および PC より線強度試験報告書
- ・ 3.13 鋼材強度試験報告書
- ・ 3.14 ボルト類強度試験報告書
- ・ 3.17 溶接部強度試験報告書
- ・ 3.18 圧接部強度試験報告書（引張試験の場合）

附則

- 1 この規定は平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。